

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する

令和 2 年 1 0 月 1 6 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 沖縄コンベンションセンター展示棟・劇場棟・会議棟 B 換気設備更新工事
- (2) 業務内容 図面及び現場説明書による。
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 2 9 日
- (4) 工事場所 沖縄コンベンションセンター（沖縄県宜野湾市真志喜 4-3-1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規定第 5 条第 1 項による建設工事入札参加資格者名簿（令和元年・2 年度）の「管工事業」に登録されている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき公正手続き開始又は再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは申し立てがなされている者については、手続き開始決定後、資格の再認定を受けている者。）であって次の各号に掲げる者でなければならない。ただし地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者は、入札に参加できない。

- (1) 次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(ア)から(イ)のいずれかを満たす者をいう。
(ア) 技術士（機械部門、（選択科目を「流体力学」、「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）の資格を有する者。
(イ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- (2) 配置予定技術者にあつては、入札日前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (3) 建設業法に定める建設業の許可を受けている者
- (4) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けた者であつて、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- (5) 建設業法に基づく許可を得たもので、本県に建設業法に基づく主たる営業所又は従たる営業所がある者。
- (6) 過去 10 年間で本入札に係る工事と同種（換気設備）の工事を行った実績のある事業者であること。
- (7) 入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 仕様書等の配布

- (1) 配布方法 沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課ホームページからダウンロード
- (2) 期 間 令和2年10月16日(金)から令和2年10月30日(金)まで

4 申請書等の提出

本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することを証明するために、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。(郵送も可。ただし、必着とする。)

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加する事が出来ない。

- (1) 提出期限 令和2年10月26日(月)(郵送の場合は必着)
- (2) 提出先 沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課施設整備班(最下部の住所参照)
- (3) 提出部数 一部

5 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年10月28日(水)までに書面(FAX)または電話にて通知する。

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札会場 沖縄県庁14階会議室(商工労働部)(予定)
- (2) 日 時 令和2年10月30日(金) 午前10時00分
- (3) 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 注意事項 入札者は自己の印鑑を必ず持参すること。入札書、委任状には件名及び工事場所をこの公告の記載に従い記入すること。代理人が入札を行う場合で、委任状の提出が無い場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。

7 落札者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 最低価格で入札をしたものが2者以上いる場合は、くじにより1位の者を定め落札者とする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金を免除する(沖縄県財務規則第100条第2項第4号)。

※ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。

9 契約保証金に関する事項

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条

の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わるできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 委任状の記載内容に不備があるもの（法人名・代表者名の記入漏れや、印漏れ等）
- (4) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

11 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

12 応募に係る質問等

- (1) 応募に係る質問は別添質問表に記入し、電子メールにて提出すること。
受付期限：令和 2 年 1 0 月 2 1 日（水） 午後 1 時まで
提出先：沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課
電子メールアドレス aa081302@pref.okinawa.lg.jp
- (2) 質問に対する回答は、沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課ホームページへの掲載により行う。
回答日時：令和 2 年 1 0 月 2 3 日（金）（予定）

13 その他

- (1) その他詳細については、仕様書及び現場説明書等による。
- (2) 前金払いは契約金額の 40%以内とする。
- (3) 本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。
- (4) 最低制限価格等
本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となるできない。

14 本公告に関する問い合わせ

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁舎 8 階
沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課
TEL:098-866-2077 FAX:098-866-2264